

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 上田 公司

総務文教委員長報告

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第73号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」ほか議案6件及び請願第3号ほか請願2件であります。

また、継続審査に付されておりました請願第2号についても議題としました。

当委員会は、12月9日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願4件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第73号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」及び議案第74号「鳴門市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の2議案であります。本年の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われたことから、本市職員の給与についてもこれに準じて改定を行うなど、所要の改正を行うものであります。2議案は関連する議案であるため一括議題とし、同時に説明を受け審査を行いました。

委員からは、議案第73号の附則において改正後の給料月額と勤勉手当に関する適用日が異なっている理由について質疑があり、理事者からは給料月額については、4月1日に遡って適用され、勤勉手当については、支給基準日が12月1日となっているためであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第73号及び議案第74号はいずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第75号「鳴門市職員の定年等に関する条例の一部改正について」、議案第76号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び議案第77号「鳴門市職員退職手当支給条例の一部改正について」の3議案であります。地方公務員法の改正等に伴い、職員の定年年齢を65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制を導入するなど、関係条例について所要の改正及び整備を行うものでありま

した。3議案は関連する議案であるため一括議題とし、同時に説明を受け審査を行いました。

委員からは、職員の定年年齢を段階的に65歳に引き上げることについての一般的なモデルについて質疑があり、理事者からは、例えば令和4年度に57歳に達する職員は、63歳に達する年度で定年を迎えるが、この職員の場合、61歳に達する年度以降、一つ目として63歳に達する年度まで定年延長職員として今まで同様、勤務する方法、二つ目としていったん退職して、定年前再任用短時間勤務職員として63歳に達する年度まで勤務する方法、三つ目として退職し、勤務しない方法の3つの選択肢がある。

定年前再任用短時間勤務職員としての任期は63歳で満了するが、それ以降65歳までの2年間は、現行の再任用制度と同様の仕組みが措置され、暫定再任用職員として勤務が可能となるとの説明がありました。

また、委員からは、管理監督職勤務上限年齢制いわゆる役職定年制について質疑があり、理事者からは、組織の新陳代謝を確保し、組織活力の維持を図るため、管理監督職、いわゆる管理職については、原則として、60歳に達した日の翌日から次の年度の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に降任させるものであると説明がありました。

また、委員からは、定年年齢の引き上げに伴う60歳に達した職員の給料月額について質疑があり、理事者からは当分の間、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降、前日の3月31日に適用されていた給料月額の7割水準に設定するとの説明がありました。

また、委員からは定年年齢の段階的引き上げが完了するまでの退職手当の計算について質疑があり、理事者からは1点目としては、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者の退職手当基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとしている。

2点目として、退職手当の算定について、60歳に達した日以後の最初の4月1日から7割水準の給料月額となる場合においても、60歳到達時点の最も高い給料月額を用いるピーク時特例が適用されるとの説明がありました。

また、委員からはピーク時特例の具体的な内容について質疑があり、理事者からは、原則として退職手当の基本額は、退職日の給料月額を基に算出することとしているが、定年年齢引上げ後においても、現行の規定により退職手当の基本額を算出した場合、給料月額7割措置による減額後の給料月額を基に算出することとなり、定年年齢引上げの結果、不利益が生じることとなる。この不利益を解消するため、ピーク時特例を適用し、給料月額7割措置や役職定年により給料月額が減額される場合、最も高かった給料月額を算定基礎として適用することで、定年年齢引上げ前の従前の定年60歳で退職する場合と比べて不

利益にならないよう措置を講じることとしているとの説明がありました。

また、委員からは、定年年齢が65歳に引き上がることに伴う、職員の採用への影響について質疑があり、理事者からは、職員の採用については、ある程度平準化し職員の採用がない年度がないように、計画的に採用試験を実施していきたいと考えているとの説明がありました。

また、委員からは、管理監督職勤務上限年齢制により60歳に達した日以降の最初の4月1日以降に管理職に就く者はいなくなるのかとの質疑があり、

理事者からは、特例の規定はあるが、極めて高度な専門性を有する職を想定しており、本市においては該当する事例は想定していないとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第75号、議案第76号及び議案第77号はいずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第78号「鳴門市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」であります。地方公務員法第26条の3に規定する高齢者部分休業の制度を導入するため、条例を制定するものであります。

委員からは、附則において企業局職員の給与に関する条例が改正されていることについて質疑があり、理事者からは、企業局職員の給与については、別に定められていることから、今回の高齢者部分休業の制度の導入により、該当する部分について、改正を行うものであるとの説明がありました。

また、委員からは、55歳に達した職員が1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として承認できるとしているが、勤務時間の計算はどのように行うのかとの質疑があり、理事者からは、高齢者部分休業により勤務しない時間については、月ごとに集計しており、その端数については30分以上1時間未満の場合は、1時間とみなして控除し、30分未満の場合は切り捨てる取り扱いとするとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第79号「鳴門市立小学校設置条例の一部改正について」であります。休校している島田小学校及び瀬戸小学校を閉校することから、学校としての用途を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。